

平成6年（行ウ）第62号／平成6年（行ウ）第63号

陳 述 書

2025年4月13日

東京地方裁判所民事第38部 御中

第63号事件原告 芦名定道

芦名 定道 

1 経歴について

芦名定道と申します。現在、関西学院大学神学部教授で、キリスト教思想分野を担当しています。キリスト教思想とは宗教思想の一領域ですが、私はとくに近現代のキリスト教神学あるいは宗教哲学を専門に研究を行ってきました。現在は、日本基督教学会の理事長、また日本宗教学会の常務理事などを務めており、大学での研究や教育にとどまらず、日本におけるキリスト教研究の進展にも責任を負っています。なお、2020年10月に日本学術会議会員への任命拒否をうけた時に、私は京都大学大学院文学研究科の教授（キリスト教学専修）でしたが、2021年4月1日から現在に至るまでの4年間は、現職の関西学院大学神学部教授として勤務しています。

2 2020年に日本学術会議から会員候補者として推薦された経緯など

まず、2020年に日本学術会議から会員候補者として推薦された経緯と、その際に同会議に提出した文書について説明いたします。2019年12月に、東京大学文学部・大学院人文社会系研究科の藤原聖子教授より日本学術会議会員候補者としての打診がありました。学術会議の所定の様式に、学歴・職歴・専門・業績・受賞歴等を私が記入し、推薦者である藤原教授にお送りしました。その後は、この様式に推薦理由と私の所属すべき委員会名・哲学を追記した「日本学術会議会員候補者推薦書」を、藤原教授が作成して、学術会議事務局企画課選考担当に提出いただいたものと思います。私の属する予定だった第一部（人文科学）の哲学委員会の下には、芸術と文化環境分

科会、古典精神と未来社会分科会、いのちと心を考える分科会、哲学・倫理・宗教教育分科会、世界哲学構築のための分科会といった5つの分科会が置かれており（これらは2020年当時の分科会です）、それぞれ活発な活動を行っていましたが、私はこれらの分科会での活動と哲学委員会全体への関わりを期待されて推薦されたと考えておりました。2020年10月1日の任命拒否の後、2021年4月より2023年9月30日まで、日本学術会議特任連携会員となり活動しましたが、哲学委員会の委員として活動すると共に、古典精神と未来社会分科会、いのちと心を考える分科会の2つの分科会に所属していました。

3 任命拒否による被害とそれがわかった時の心情について

(1) 学術会議にとっての被害

次に任命拒否による被害と任命拒否がわかった時の心情について説明します。

まず、学術会議にとっての被害について述べさせていただきます。哲学委員会は会員4人を委員として運営され、それに連携会員を加えて分科会の活動が行われていますが、1名の会員が任命拒否されることによって、私以外の3名の会員に大きな負担を強いることになり、哲学委員会の運営に支障が生じました。哲学委員会の活動は分科会を通じて様々な形態で進められていますが、その活動内容は、年一回哲学委員会主催で開催される公開シンポジウムのテーマから推測いただけたと思います。2021年度のシンポジウムは「コロナ禍における人間の尊厳——危機に向き合って」（12月5日）、2022年度は「今、なぜ「国家」が問われるのか?」（12月10日）、2023年度は「AI時代における哲学・美学・倫理学・宗教学」（11月25日）であり、これらのシンポジウムで扱われたコロナ禍、国家（ロシアのウクライナ侵攻などの国家間の対立・戦争を焦点として）、AI時代といった問題はいずれも社会的に多くの関心を集めた現代的課題です。哲学委員会は哲学という時代を超えた普遍的な思想・思惟を基礎にして、現代社会の問題を具体的に問い直すという重要な課題と取り組んできたわけです。こうしたシンポジウムを企画し開催までの一切の作業を担当する哲学委員会において一人の委員（日本学術会議会員）が欠けることは哲学委員会にとって大問題であるだけでなく、日本の学術にとっても見過ごせない事態です。これが学術会議にとっての最大の被害です。

(2) 私の被害

次に私自身が受けた被害ですが、任命拒否が発生した時に勤務していた京都大学から半年で関西学院大学に移動したこともあり、幸いなことに担当のゼミや学生に対する攻撃について耳にすることはありませんでした。また私が日本共産党との関係者という憶測（デマ）を流されたことはありましたが、マスコミ、SNS等による誹謗中傷と言うほどのことはなかったと思います。しかし、理由がわからず任命拒否対象とされた理不尽さについては4年たった現在も強く実感しています。任命拒否されたことに何らかの客観的な根拠あるいは理由があったとすれば、その判断のための情報はどのように集められたのか。国家機関が国民をいわば監視し個人情報収集するといったことが行われているのか。言い知れない不気味さを感じます。不気味さとそれに伴う不安は、任命拒否を受けた後、しばしば感じられたものであり、これが、私が受けた最大の心理的被害です。

(3) 任命拒否がわかった時の心情とその後明確になった重大な問題

2020年9月29日の夕方、日本学術会議事務局より、あなたには第25期の会員発令がおりないとの連絡があり、2日後（10月1日）になって、この問題がマスコミにより大きく報道され、気がつくや日本学術会議問題の渦中に入ったというのが、任命拒否がわかった当初の率直な実感でした。任命拒否が、日本学術会議会員任命の法的手続きに反するという問題、そして学問の自由の脅かす問題であることは、任命拒否が発覚したはじめの段階から指摘されており、それはその通りと思いつつも、これが本当のところ何を意味しているのかについて腑に落ちるには少し時間が必要でした。というのも、すでに6年間の日本学術会議連携会員としての経験があり、日本学術会議については分科会活動の範囲である程度理解していたつもりでしたが、任命拒否問題については、この問題の背景と日本学術会議の存在意味まで考え合わせる必要があるためです。

たとえば、今回の6人の任命拒否について多くの方は、法律関係の専門家たちに混じって、一人だけやや異質な印象の人物が含まれると感じたのではなかったでしょうか。その一人とはキリスト教思想研究を専門とする私のことであり、実は私自身も同様の第一印象でした。しかし、この第一印象はしばらくすると次のように変化しました。それは、任命拒否から1ヶ月ほどの間、さまざまなデマ（会員になると金銭的に

メリットがあるとか、年金がもらえるといったデマ)とともに、会員の任命問題が今回急に浮上したのではなく、以前から進みつつあった事態が顕在化したにすぎないことなど、さまざまな事実が次第に明らかになってきたからです。そこからわかったのは、今回の日本学術会議問題は、特定個人が会員に任命される任命されないといった単純な個人的な問題ではなく、国民全体に影響が及ぶような大問題であるということです。なぜなら、明らかになった事実関係が示すように、任命拒否問題は政府において何年もかけて徐々に進められてきた一連の動きの中に位置するからです。この視点から見れば、任命拒否の攻撃対象が日本学術会議自体であったことは明白であると私には思われました。

問題はなぜ日本学術会議が攻撃されたのか、ということになります。以下は私の推測ですが、日本学術会議が狙われた最大の理由は2017年3月24日に学術会議幹事会名で出された声明文「軍事的安全保障研究に関する声明」に見られる「軍事研究批判」という学術会議主張が政府の方針と相容れないものと見なされたからではないでしょうか。この声明は、以前出された日本学術会議の声明(1950年と67年)の内容を再確認したものであり、日本学術会議の創立理念(軍事研究への反対)に関わっています。いわば学術会議の存在理由に関わる声明です。直接的には2015年の防衛装備庁による「安全保障技術研究推進制度」に対する大きな懸念(「政府による研究者の活動への介入が強まる懸念」)に基づいていました。こうした軍事研究をめぐる問題は、憲法や平和の問題に繋がっており、日本各地の大学や研究機関で軍事研究との結びつきが深まりつつあることを重ねれば、任命拒否はまさに学問の自由の問題であることは疑いもないと思います。いずれにせよ、任命拒否問題の意味は、その背後にある現代日本が置かれた状況との関連で解読される必要があると思います。

以上から判断すれば、任命拒否された6人の中にやや異質な私が含まれていたことは、学術会議自体が置かれた重大な問題の現れ方であった、ということになるでしょう。任命拒否は根が深い問題なのです。

4 任命拒否の理由・根拠を示す行政文書の不開示について

先に述べましたように、2020年7月の日本学術会議総会で次期会員候補者としての推薦が決定され、私は当然10月には会員となると考えていました。哲学委員会の中でも、新しい会員候補の着任を前提に引き継ぎ作業を進めていました。しかし、9

月 29 日夕方に、学術会議事務局長から、「あなたは任命されないことになった」旨の電話連絡を受けました。任命拒否は前例のない、しかも法令上認められない事態ですが、学術会議会員の任命権者として責任を負っていた内閣総理大臣（菅総理大臣）は、国会において一貫した答弁を行うことができず、結局、拒否理由を問われても答えませんでした。

今回任命拒否された 6 人の中には任命拒否の法的問題についての専門家が含まれており、問題の詳細の分析と論評はほかの方々にお任せすることにして、私の陳述書では、任命拒否に関わる文書不開示の違法性について私も明確に認識していることを明言したいと思います。実際、私はほかの 5 名の方々とともに、拒否理由に関わる自己情報の開示請求を行いました。任命拒否の根拠・理由のわかる行政文書が「不存在」であるとの理由で何一つ開示されないことは、これは法的にはもちろん、一般市民の常識からしてもまったく納得できることではありません。

大学において定期試験を受け単位の認定がなされなされなかった場合、もしその結果に納得できないならば、学生は不服を申し立て、単位認定不可の根拠の開示を求めることができます。このような手続きは、学生の権利に属しており、社会的な常識にも適っていると言うべきでしょう。この点から見て、一般市民の常識が通用しない今回の行政判断の異様さには驚くしかありません。そもそも、任命拒否という前例のない重要事項に関して、根拠となる文書が「不存在」である、つまり文書が作成されなかったとか、あるいは作成された文書が廃棄されたということは、公文書管理（作成と保存）という観点からあつてはならないことと思います。

5 裁判所に望むこと

裁判所には、まず何よりも任命拒否をめぐる事実関係を明らかにしていただきたいと思います。そのために具体的は、任命拒否の根拠となる文書の開示を政府に命じる判決をいただきたいということです。すでに述べましたように、任命拒否の根拠を示す文書が存在しないということ、またその理由を開示できないという政府・内閣の主張は、まったく了解できません。ここで思い起こされるのは、本年 2 月に大阪高等裁判所の判決が出た森友学園の問題です。学校法人森友学園への国有地売却に関する財務省の公文書改ざんをめぐり、国は関連文書の存否も明かさず不開示としました。この国の態度は私たちが遭遇した任命拒否問題と形式的には類似しています（森友問題

では自殺者が出たという点で深刻さは異なるかもしれませんが)。大阪高裁は地裁の判決を覆し、国の対応を「違法」と認める判決をくだしました。これに対して、国は上告しない決定をしたため、今後改めて開示の是非やその範囲が検討されることになりました。一度政府が存否を明らかにせずに不開示とした書類が実は存在し（加藤勝信財務相は記者団に文書の存在を認めました）、裁判所によって違法の判決がくだされたことは、私たちを多いに勇気づけるものです。東京地方裁判所におかれましても同様の正当な判決をお願いいたします。

その上で、この正当な判決によって、任命拒否の根拠文書の作成とその不開示決定に関して、誰がその責任を負っていたのかが明確にされることを希望します。この問題に何らかの仕方に関係した方々の多くは、おそらく違法行為に関わりたいという気持ちはなかったと思います。任命拒否に関して本当に責任を負うべき人間が明らかになり、相応の責任を問われるまでは、この問題は解決したとは言えません。

さらに可能ならば、任命拒否の根拠となった個人情報の収集の仕方とそこに違法性がなかったのかについても、解明されることを希望します。先に述べましたように、自分の知らないところで自分の情報が集められているということは、ほんとうに不気味なことであり、この点についての解明がなされない限り、常に不安がつきまとい、私にとっての最終的な問題解決になりません。

よろしくお願いいたします。

以上